

豊中市クールスポット（指定暑熱避難施設）募集要項

1. 目的

熱中症による重大な健康被害の発生防止等を目的に、令和 6 年 4 月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が施行され、市長は、暑熱から避難するための施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定できることとなりました。

このような中、本市では、令和 3 年度から運用している公共施設におけるクールスポットを指定暑熱避難施設として位置づけ、継続的に運用を行っていくこととしています。

つきましては、より一層の熱中症対策を図るため、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 実施内容

本市が指定するクールスポット（指定暑熱避難施設）は、主に次の内容を実施します。

- (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された時は、営業時間内の範囲において、暑さをしのぐ休憩場所として開放します。
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されていない日時においても、可能な範囲で、涼みどころとして開放します。
- (3) 各施設の出入口等の見やすい場所に、市から配布するクールスポット（指定暑熱避難施設）のポスター等を掲示します。
- (4) 施設内の休憩場所や飲料購入場所等の案内を行います。
- (5) 適当な冷房設備を有するとともに、適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保ちます。

3. 応募要件

- (1) 市内の民間施設であること。
- (2) 「2 実施内容」を履行できること。
- (3) 施設名称、施設所在地、電話番号、受入可能な曜日・時間、受け入れ可能人数の公表に同意できること。
- (4) クールスポット（指定暑熱避難施設）の開放に必要な経費（冷房設備の電気代等）を自己負担できること。
- (5) 環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートについて、「熱中症特別警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けること。
- (6) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結すること。

4. 運用期間

クールスポットの運用期間は、原則 5 月当初から 10 月末までとします。なお、国が定める熱中症警戒情報運用期間は、4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日までとなっています。

5. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により、問い合わせ先にご提出ください。

6. 応募後の流れ

(1) 応募方法

(2) 応募の受付

(3) 応募内容の審査

(4) 市と協定内容の協議

(5) 協定の締結

(6) ポスター等の送付

(7) 公表（市ホームページ等）

7. 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の 1 か月前に協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、クールスポット（指定暑熱避難施設）として指定されない場合があります。

【問い合わせ先】

豊中市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

電 話 06 - 6858 - 2128

FAX 06 - 6842 - 2802

メール chikyu@city.toyonaka.osaka.jp